

■ 28110425

福岡高等裁判所

平成17年(行コ)第12号

平成18年02月02日

主文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人が平成15年5月20日有限会社朝日商事に対してもした、別紙目録記載1の土地及び同記載2の建物の平成15年分固定資産税及び都市計画税のうち、同記載3の固定資産税等免除措置対象部分に係る固定資産税及び都市計画税の免除措置を取り消す。
- 3 被控訴人は、Aに対し、30万5300円を支払うよう請求せよ。
- 4 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを3分し、その1を控訴人の、その余を被控訴人の各負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) ア 主文2項同旨

イ 被控訴人が平成15年5月20日有限会社朝日商事(以下「朝日商事」という。)に対してもした、別紙目録(以下「目録」という。)記載1の土地(以下「目録1の土地」という。)及び目録記載2の建物(以下「目録2の建物」という。)の平成15年度分固定資産税及び都市計画税(以下「平成15年度分固定資産税等」という。)のうち、目録記載3の固定資産税等免除措置対象部分(以下「本件減免対象部分」という。)に係る固定資産税及び都市計画税の免除措置(以下「本件減免措置」という。)は無効であることを確認する。

(3) 被控訴人が本件減免対象部分に係る平成15年度分固定資産税等の徴収権を朝日商事に対して行使しないことは違法であることを確認する。

(4) 被控訴人は、Aに対し、32万4900円及びこれに対する平成16年2月1日から支払済みまで年14.6パーセントの割合による金員を支払うよう請求せよ。

(5) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

- (1) 本件控訴を棄却する。

(2) 控訴費用は、控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等

1 事案の要旨

本件は、熊本市の住民である控訴人が、朝日商事所有の目録1の土地及び目録2の建物の平成15年度分固定資産税等のうち、本件減免対象部分に係る本件減免措置は違法である旨主張して、被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項各号に基づき、次のように請求した事案である。

(1) 同項2号に基づき、本件減免措置の取消し又は本件減免措置の無効確認の請求

(2) 同項3号に基づき、被控訴人が本件減免対象部分に係る平成15年度分固定資産税等の徴税権を行使しないことの違法確認の請求

(3) 同項4号本文に基づき、本件減免措置当時熊本市長の職にあったAに本件減免対象部分に係る平成15年度分固定資産税等の各税額及びその延滞金に相当する損害賠償の請求をすることを被控訴人に対して求める請求

2 前提事実(争いのない事実、各項末に記載の証拠及び弁論の全趣旨により認定した事実)

(1) 当事者等

控訴人は、普通地方公共団体である熊本市の住民である。

被控訴人は、熊本市の執行機関であるとともに、本件減免措置の行政庁である。

本件減免措置を受けた朝日商事は、目録1の土地及び目録1の土地上に昭和46年10月10日新築された目録2の建物である熊本朝鮮会館(以下「朝鮮会館」という。)の不動産登記簿上の所有名義人であり、その固定資産税等の納税義務者である。

(2) 朝日商事及び熊本朝鮮会館管理会等

朝日商事は、昭和46年10月7日、不動産売買、並びに斡旋業、建物賃貸業等を目的に、熊本市九品寺a町b丁目c番e号を本店として設立され、昭和62年6月15日、朝鮮会館について、朝日商事名義の所有権保存登記がされた。しかし、朝日商事は、元々朝鮮会館を所有することを企図して設立されたにすぎず、会社としての活動を何ら行っていなかった。朝鮮会館の管理・運営に関しては、昭和46年3月ころ作成の熊本朝鮮会館管理会定款(乙5、以下「定款」という。)に基づき熊本朝鮮会館管理会(以下「管理会」という。)が創立され、定款中には、朝鮮会館が管理会の基本財産である旨定められている。

本件減免措置がされた平成15年5月当時における管理会の役員は、理事長1名、理事2名、評議員3名であり、その理事長には在日本朝鮮人

総聯合会(以下「朝鮮総聯」という。)熊本県本部委員長のBが、その他の役員にはいずれも朝鮮総聯県本部副委員長Cや朝鮮総聯の関連団体である熊本県商工会長Dなどの関係者が就任し、また、平成15年5月当時の朝日商事の代表取締役にはCが、取締役にはB、D外1名が就任していた。(甲24ないし26、乙5、7、8、20、27、証人B)

(3) 本件減免措置の経緯

朝日商事は、目録1の土地及び朝鮮会館に係る平成15年度分固定資産税30万3400円及び都市計画税4万3300円について、平成15年5月9日付で、熊本市税条例(以下「本件条例」という。)50条2項の規定に基づき、「この建物は在日朝鮮公民が無償で利用する公共施設であり」との理由でもって、その減免を申請した。そこで、被控訴人は、平成15年5月20日、朝日商事に対し、本件減免対象部分につき、「在日朝鮮公民の公共施設として使用されているため」の理由でもって、本件条例50条1項2号、熊本市税条例施行規則(以下「本件規則」という。)6条2号ウに定める公益のために専用される公民館類似施設に該当し、固定資産税減免の必要性も認められるとの理由から、本件減免対象部分に係る平成15年度分固定資産税26万7100円及び都市計画税3万8200円を免除するという本件減免措置を行った。しかし、朝鮮会館のうち、本件減免対象部分以外の部屋については、その主たる利用者が朝鮮熊本県商工会、熊本県朝鮮人商工協同組合、朝鮮民主女性同盟及び朝鮮新報社であることから、公益の用に供されているとは認められないとして、上記減免申請を認めなかった(なお、朝鮮会館のうち、共用で使用していると認められるホール、階段室、廊下、便所、湯沸室等については、その床面積を減免対象と課税対象とに按分して税額が算定された。)。その結果、朝日商事は、平成15年度分固定資産税等合計34万6700円のうち、本件減免措置を受けた合計30万5300円を控除した合計4万1400円を納付した。

(甲1、乙13、14、19、原審証人E)

(4) 住民監査請求

控訴人は、平成15年9月29日、熊本市監査委員に対し、本件減免措置は違法・不当であると主張し、本件減免措置の取消し及び免除額の徴収を求める住民監査請求を行って受理された。上記監査委員は、同年11月18日、被控訴人に対し、同年12月18日までに本件減免措置を取り消し、免除額を徴収するよう勧告したが、被控訴人は、上記勧告に従わなかつた。そこで、控訴人は、平成16年1月8日原審に本訴を提起した。

(5) 固定資産税等の減免事由等に関する規定

ア 地方税法367条は、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活

のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。」と定めている。

イ 本件条例50条1項は、上記地方税法の規定を受けて次のとおり定めている。

「市長は次の各号の一に該当する固定資産のうち、必要があると認めるものについてはその所有者に対して課する固定資産税を減免することができる。

(1)貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産

(2)公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)

(3)市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

(4)前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める固定資産」

ウ 本件規則6条は、本件条例の上記規定を受けて、その本文で、「条例第50条第1項各号に規定する固定資産税の減免は、次の各号の定めるところによる。」と定め、その2号で、本件条例50条1項2号が規定する「公益のために直接専用する固定資産」の一つとして、「ウ 公民館類似施設、児童遊園地、防犯詰所、消防団施設、その他これらに類する固定資産」は全額免除する旨定め、また、その5号で「その他、前各号に準ずるもので、市長が認めるものについては、減免することができる。」と定めている(同条5号)。

エ なお、地方税法702条の8第7項は、都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が同法367条の規定によって固定資産税を減免したときは、当該納税者に係る都市計画税についても当該固定資産税に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする旨定め、本件条例150条本文は、都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例により、固定資産税を賦課徴収する場合にあわせて賦課徴収する旨定めている。

(乙1、2)

(6) 公民館及び公民館類似施設に関する社会教育法の規定

まず、公民館の目的について、同法20条は、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と定め、次に、公民館の行う事業について、同法22条は、「公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この

法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。1 定期講座を開設すること。2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。6 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。」と規定している。他方、同法23条1項2号・2項は、公民館において、特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持することが禁止されており、市町村が設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援することが禁止されている。そして、公民館類似施設の設置について、同法42条1項は、「公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。」と定めている。

3 爭点

本件の争点は、本件減免対象部分に係る本件減免措置の適法性の有無である。特に、当事者間では、本件減免対象部分が固定資産税の減免事由である本件条例50条1項2号の「公益のために直接専用する固定資産」に当たるか否か、本件規則6条2号ウの「公民館類似施設、…その他これらに類する固定資産」(以下「公民館類似施設」という。)に当たるか否かを巡って主に争われた。

(控訴人の主張)

(1) 本件減免措置における法的根拠の欠如について

そもそも課税は、法に基づき、すべての住民に公平になされなければならないものであって、法令の根拠なく恣意や独断で特定の住民に対してのみ、特権的な恩恵を与えることはできない(憲法14条、84条)。すなわち、本件減免措置は、何らの法的根拠を有しないから、違法・無効なものである。

(2) 地方税法367条の減免事由の有無について

地方税法367条は、〈1〉「天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者」、〈2〉「貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者」という2つの例を挙げた上で、「その他特別の事情がある者に限り」固定資産税の減免を認めている。したがって、上記「その他特別の事情がある者」とは、当然に上記〈1〉、〈2〉の条件に準ずる場合や少なくとも同価値に評価される場合を指しており、経済的に納税が不能ないし困難であるという要件を満たす必要があるというべきである。そして、本件条例50条1項の「公益のために直接専用する固定資産」及び本件規則6条2号ウの「公民館類似施設」も、地方税法の上記規定を受けて定められたものであるから、経済的に固定資産税を納税することが不能ない



本件減免措置は上記のとおり適法であるから、控訴人の上記4号請求は理由がない。

なお、本件減免措置による減免額は、固定資産税が26万7100円、都市計画税が3万8200円である。また、延滞金の計算は、各納期毎に納付すべき額につき、当該納期限の翌日から納付された日までの期間に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年4.1パーセント)の割合を乗じて行う。この延滞金の基礎となる金額のうち、1000円未満の端数及び延滞金の金額のうち100円未満の端数については、切り捨てる事とされている。(地方税法20条の4の2第2項及び5項、369条1項、702条の8第1項、附則3条の2並びに本条例14条及び附則3条の2)。

第3 当裁判所の判断

1 本件減免措置における法的根拠の欠如について(争点(1))及び地方税法367条の減免事由の有無について(争点(2))

原判決「事実及び理由」欄の「第3争点(本件減免措置の適法性)についての当裁判所の判断」の1項及び2項に各記載のとおりであるから、これを引用する。

2 本件条例50条1項2号及び本件規則6条2号ウの減免事由の有無について(争点(3))

(1) 事実関係

前記前提事実、証拠(各項末に記載のもの)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 朝鮮総聯の組織及び活動等

朝鮮総聯は、昭和30年5月25日に結成された団体である。朝鮮総聯の平成16年5月29日のホームページには、この朝鮮総聯の結成について、「朝鮮総聯の結成は、海外僑胞運動にたいする主席の思想と指導の輝かしい結実であり、在日朝鮮人運動の発展と在日同胞の生活に根本的な転換をもたらした歴史的出来事でありました。朝鮮総聯の結成により、在日朝鮮人運動は初めてチュチェ思想を指導理念とする民族的愛国運動に確固と転換し、在日同胞は自らの民族的権利と利益を代表し擁護する眞の僑胞組織をもって、自らの運命を自主的に開拓できるようになりました。金正日」と掲載し、朝鮮総聯の綱領についても、「朝鮮総聯の綱領は、金日成主席が創始し、敬愛する金正日將軍が深化発展させた主体的な海外僑胞運動思想と理論を在日朝鮮人運動に実現するための、活動の目的と課題を明らかにしている。綱領は8項目からなっており、その基本内容はつぎの5つである。それは、第1に、在日朝鮮同胞を朝鮮民主主義人民共和国のまわりに結集し、愛国愛族の旗のもとにチュチェ偉業の継承完成のために献

身し(第1項)、第2に、諸般の民主主義的民族権利を擁護し、民族性を生かすためにたたかい(第2、3、4項)、第3に社会主义祖国の富強発展に尽くし(第5項)、第4に、70万在日同胞の団結と、北、南、海外同胞との民族的連帯を強化し、連邦制方式で祖国の自主的平和統一を成就するためにたたかい(第6項)、第5に、自主、平和、親善の理念のもとに、日本国民をはじめ世界諸国民との友好親善と連帯をつよめる(第7、8項)という内容にまとめることができる」と掲載して、朝鮮総聯が北朝鮮の指導のもとに北朝鮮と一体の関係にあることを認めている。

次に、同月30日の上記ホームページには、朝鮮総聯が都道府県ごとに設けている地方本部について、「地方本部は、総聯中央の決定と方針を自己の地域で執行するための事業を企画、遂行し、管下の諸団体と朝鮮信用組合、金剛保険などの事業体、学校の事業を指導する。…地方本部は、総聯の愛国運動の地域的拠点として、各界各層の在日朝鮮同胞を結集し、民族教育の発展と諸般の民主主義的民族権利の擁護、祖国統一の促進ため活動している。」とともに、熊本県本部の所在地として朝鮮会館の所在地と同一地を掲載し、また、地方本部が当該地域を区分して設けている支部についても、「支部は同胞を団結させる総合的拠点であり、総聯の末端指導機関であり、愛国事業の執行単位である。…支部は、総聯の活動方針と管下地域の同胞の志向とを密接に結びつけて、すべての分野での愛国事業を具体的に計画し、それを執行している。支部は同胞の生活と直接かかわる分会の活動を組織指導し、商工会、青年同盟、女性同盟、青商會、学校、朝信などにたいする指導もおこなっている」と掲載している。

さらに、同月29日の上記ホームページには、朝鮮総聯の傘下団体として、在日朝鮮商工業者の企業活動に関わる様々な権利擁護と生活向上をその活動目的とする在日本朝鮮人商工連合会(朝鮮商工会)、朝鮮総聯の愛国事業の継承者である広範な在日朝鮮青年を網羅した大衆団体で、各地域に青年学校を設け、青年学生達に朝鮮のことばと文字を教え、講演会や発表会などの文化、体育活動をしている在日本朝鮮青年同盟(朝青)、在日朝鮮女性の意思と利益を代表する大衆組織で、子女教育や民族教育事業に特別な努力を傾けている在日本朝鮮民主女性同盟(女性同盟)などがあり、また、その事業体として、朝鮮総聯中央常任委員会機関誌などを出版して朝鮮総聯の出版宣伝事業の拠点である朝鮮新報社、金剛保険株式会社などがある旨掲載している。

(甲3、乙7)

イ 管理会と朝鮮総聯との関係等

朝鮮会館を管理するとされる管理会の本件減免措置当時の役員は、理事長のBが朝鮮総聯熊本県本部委員長であるばかりでなく、その他の役員

全員が朝鮮総聯熊本県本部副委員長や朝鮮総連傘下団体の熊本県役員であった。そして、定款3条は、在日朝鮮人の権益を擁護するために、〈1〉朝鮮会館を始めとする基本財産を所有し、その維持、管理を行うこと、〈2〉文化・社会・厚生・青年・婦人・商工人・出版等の各種団体に対して事務所・会議室等を無償貸与すること、〈3〉講演会、研究会、映画会、冠婚葬祭等のための会場を無償貸与すること、〈4〉災害などを受けた在日朝鮮人に対して一時的宿泊施設を無償貸与すること等の事業を行うと定めている。

管理会から被控訴人宛の平成15年5月9日付け理由書(乙7)には、同日現在、管理会から無償貸与を受けて朝鮮会館に入館していた団体としては、朝鮮総聯熊本県本部、朝鮮総聯熊本支部、朝鮮青年同盟熊本県本部、朝鮮女性同盟熊本県本部、朝鮮人熊本県商工会、熊本県朝鮮人商工協同組合、金剛保険、熊本県同胞生活相談総合センター、朝鮮新報社、図書館が掲げられていた。また、朝鮮会館代表朝鮮総聯熊本県本部及び朝日商事から被控訴人宛の同日付け証明書(乙8)には、朝鮮会館は朝日商事から1の土地及び朝鮮会館を無償で貸与されている旨記載されていた。

(乙5、7、8、16、20、原審証人B)

ウ 朝鮮会館内の部屋

(ア) 1階部分(145.35平方メートル)

主な部屋としては、朝鮮総聯熊本支部事務室(31.18平方メートル)、会議室(32.30平方メートル)、商工会・商工協同組合事務室(17.40平方メートル)及び朝鮮女性同盟事務室(13.78平方メートル)がある。このうち、本件減免措置の対象とされたのは、熊本支部事務室及び会議室(対象面積合計63.48平方メートル)であり、商工会・商工協同組合事務室及び女性同盟事務室(面積合計31.17平方メートル)は、それぞれ各団体の事務室として使用されていたことから課税対象とされた。なお、熊本支部事務室、商工会・商工協同組合事務室及び女性同盟事務室の各壁面上部には、いずれも北朝鮮の故金日成主席と金正日総書記の各写真(以下「金親子の写真」という。)が掲げられている。また、会議室内は、ステンレス製と思われる簡易な流し台、ガス湯沸かし器、小容量の冷蔵庫、簡易なガスコンロ、パイプ棚などで雑然としている。

(イ) 2階部分(145.35平方メートル)

主な部屋として、応接室(12.92平方メートル)、朝鮮総聯熊本県本部事務室(19.68平方メートル)、朝鮮新報社事務室部分(7.87平方メートル)、図書室(32.30平方メートル)、学習室・講演会室・歴史展示室(31.18平方メートル)がある。このうち、本件減免措置の対象とされたのは、朝鮮新報社事務室部分を除く各部屋(対象面積合計96.08平方メートル)であり、朝鮮新報社事務室部分は上記と同様の理由から課税対象と

された。なお、応接室、上記事務室及び図書室の各壁面上部にはいずれも金親子の写真が掲げられ、学習室・講演会室・歴史展示室の壁面にも故金日成主席か金正日総書記のいずれかの写真が掲げられている。図書室には、机は配置されているものの、多数の書籍が本棚以外にも雑然と置かれ、各書籍に分類を示すラベルの貼付はなく、また、本棚にも書籍の分類を示す表示も全くない。また、上記展示室には、朝鮮の近代史に関する歴史資料の写真等が壁面パネルに展示され、机等も配置されている。

(ウ) 3階部分(113.05平方メートル)

部屋は会議室のみであり、3階部分のすべてが本件減免措置の対象とされた。

(エ) 4階部分(35.88平方メートル)

宿直室(21.60平方メートル)と階段室があり、宿直室の壁面上には金親子の写真が掲げられている。4階部分のすべてが本件減免措置の対象とされた。

(乙13ないし16、19、20、原審証人E、同B)

エ 朝鮮会館の利用状況についての説明

朝鮮会館の利用状況について、管理会は、上記理由書(乙7)において、被控訴人に対し、朝鮮総聯熊本県本部をはじめ朝鮮総聯傘下の各種の団体等に事務所の無償貸与、会議室の無償貸与をはじめ在日朝鮮人の社会的、文化的資質と地位を向上させるための映画会、各種発表会、学術研究会等の会場無償貸与、各地の代表団や修学旅行団などへの休憩及び宿泊施設の無償提供、冠婚葬祭、還暦祝などの会場の無償貸与などを日常的に行っている旨説明し、平成15年5月16日の熊本市の担当者による実地調査の際にも、管理会代表者から同趣旨の口頭説明があった。

また、被控訴人代理人による照会に対する管理会の平成16年3月23日付け回答(乙6)においても、管理会は、朝鮮会館の利用状況について、次のとおり回答した。すなわち、朝鮮会館は、〈1〉朝鮮のことば、民族、風習、歴史、伝統等の学習会、講演会、映画鑑賞会等の定期的開催、子ども達にことば、歌、歴史を教える夏季学級、青少年達が朝鮮語や民族の文化等を学ぶ青年学級の開催、〈2〉女性を対象にした民族楽器や朝鮮の歌・踊りのサークル活動、〈3〉友好団体をはじめ、市民団体、婦人団体等との交流会、親睦会の開催、〈4〉友好親善のための劇団公演の開催、〈5〉生活相談(随時)、〈6〉各種図書の閲覧(随時)、〈7〉祖国や故郷訪問に関する申請手続、中国、ハワイ、カナダ等への観光・留学・商業活動のためのパスポート発行事務手続等に利用されている。平成14年度の利用実態としては、学習会・映画会21件、会議・討論会32件、生活相談25件、冠婚葬祭の準備利用3件、友好親善関係の利用5件であり、例年もほぼ同様であ

る。定款3条にいう在日朝鮮人とは1910年の韓国併合時から1945年の第二次世界大戦終戦時までの間に、朝鮮半島から日本に強制連行、徵用又は生活などのために移住してきた者及びその子孫をいい、朝鮮籍、韓国籍、さらには帰化して日本国籍となった者も含み、その家族・知人が利用しているが、これに限られず、終戦後に朝鮮半島から移住してきた者や留学生にも利用されている。昔は地域の人達との交流も行われて利用されていたが、最近はほとんど利用はない。

(乙6、7、19、20、27、原審証人E、同B)

オ 平成17年8月当時の朝鮮会館の利用状況

控訴人が平成17年8月1日から同年9月2日までの約1か月間に行つた朝鮮会館の利用状況調査において、朝鮮会館には朝鮮総聯関係者の若干の出入りがあったのみで、その属性を問わず、朝鮮総聯関係者以外の者が朝鮮会館を利用した形跡は全く見られなかった。

(甲27、30)

(3) 検討

ア 地方税法における固定資産税等の納付義務者と減免事由

地方税法343条1項は、固定資産税の納税義務者を固定資産の所有者と定め、同条2項は、この固定資産の所有者を、土地又は家屋については、登記簿等に所有者として登記又は登録されている者をいう旨定めている。また、同法702条1項は、都市計画税の納付義務者を土地又は家屋の所有者と定め、同条2項は、この所有者とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について同法343条(3項、8項及び9項を除く。)において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう旨定めている。他方、同法367条が規定する固定資産税の減免のような地方税の減免は、地方公共団体が法令又は条例の規定により課税権を行使した結果、ある人について発生した納税義務を、当該納税者の有する担税力の減少その他納税者個人の事情に着目して、課税権者である地方公共団体自らがその租税債権の全部又は一部を放棄し、消滅させることによって解除するものであると一般に解されている。そうすると、固定資産税等の減免事由の存否は、当該固定資産の納税義務者とされている登記簿等に所有者として登記又は登録されている者について判断されなければならないこというまでもない。

そこで、本件を見るに、本件減免措置の対象である1記載の土地及び朝鮮会館について、登記簿に所有者として登記されているのは朝日商事である。すなわち、本件減免措置の根拠としての減免事由の存否が判断されなければならないのは、この朝日商事についてということになる。しかし、前記前提事実から明らかとおり、朝日商事は、元々朝鮮会館を所有することを企図して設立されたにすぎず、会社としての活動は何ら行われていな

いものである。すなわち、朝日商事は、地方税法367条が定める「その他特別の事情がある者」に該当しないことはもちろん、本件減免対象部分を本件条例50条1項2号に定める「公益のために直接専用する」者に該当しないことも明白であるから、朝日商事が所有者として登記されている1記載の土地及び朝鮮会館については、その固定資産税の納付義務者である朝日商事に、地方税法367条及び本件条例50条1項2号に定める減免事由は何ら認められることになる。しかるに、この点について、被控訴人からは何らの主張、立証もない。そうすると、本件減免対象部分が、被控訴人が本件減免措置の根拠の一つとして主張する、地方税法367条の下位規範である本件条例50条1項4号に定める「市長が特に必要と認める固定資産」、本件条例50条1項2号の下位規範である本件規則6条1項2号ウに定める「公民館類似施設」や「その他これらに類する固定資産」にそれぞれ該当するか否かを検討するまでもなく、本件減免措置は、既に違法といわなければならない。

イ 本件条例50条1項2号の「公益のために直接専用する固定資産」と本件減免対象部分について

仮に、上記「公益のために直接専用する固定資産」という減免事由の存否を納稅義務者自身についてではなく、現実の利用者について判断すべきであるとしても、次のとおり、本件では、この減免事由は存在しないというべきである。すなわち、上記「公益のために直接専用する固定資産」とは、上記説示のとおり、地方税法367条の「その他特別の事情がある者」を受けて規定されているが、その内容については必ずしも明らかでない。しかし、地方税法及び本件条例がいずれも我が国法体系の中の法令である以上、この「公益のために」とは「我が国社会一般の利益のために」と解すべきことは、文理上からも、また、その対象が我が国内の固定資産である土地又は家屋等である以上、当然である。そこで、本件を見るに、上記認定の、朝鮮総聯の組織及び活動等、管理会と朝鮮総聯との関係等、朝鮮会館内の部屋に関する各事実、特に、朝鮮会館の大部分の部屋を、朝鮮総聯の地方組織である朝鮮総聯熊本県本部及び朝鮮総聯熊本支部、朝鮮総聯の傘下団体である商工会等や朝鮮総聯の事業体である朝鮮新報社が、朝日商事ないしは管理会から無償で借り受けて、その事務室、応接室、会議室として使用し、その室内には金親子の写真が掲げられている事実、朝日商事や管理会の役員には朝鮮総聯熊本県本部等の役員が就任している事実からすると、朝鮮会館全体が、朝鮮総聯の活動拠点として、そのために専ら使用されていることは明らかといわなければならない。すなわち、このような朝鮮会館の使用が「我が国社会一般の利益のために」ということができるかが問われることになる。この観点から見たとき、上記認定の朝鮮総聯

の組織び活動等に関する事実からは、朝鮮総聯が、北朝鮮の指導のもとに北朝鮮と一体の関係にあって、専ら北朝鮮の国益やその所属構成員である在日朝鮮人の私的利害を擁護するために、我が国において活動をおこなっていることは明らかである。このような朝鮮総聯の活動が「我が国社会一般の利益のために」行われているものでないことはいうまでもない。被控訴人自身、既に、朝鮮会館の事務室のうち、朝鮮総聯の傘下団体である商工会等事務室やその事業体である朝鮮新報社事務室部分については本件減免措置の対象外としているが、このことは、その包括団体である朝鮮総聯の活動の評価としても同様というべきである。

上記説示のとおり、本件減免対象部分の利用者である朝鮮総聯等の使用が上記「公益のために」という要件に該当しない以上、本件減免措置は、上記減免事由が存在しない違法な処分といわなければならない。

ウ 本件規則6条2号ウの「公民館類似施設」と本件減免対象部分について

上記「公民館類似施設」が社会教育法42条に規定する「公民館に類似する施設」を指すことは明らかであり、同法20条によれば、公民館は、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行う施設とされている。この公民館類似施設が、上記「公益のために直接専用する固定資産」を例示列挙したものであることはいうまでもない。これらのことからすれば、この公民館類似施設等とは、専ら上記の意味における公益的な活動を目的、内容とする施設を指すものと解するのが相当であり、公民館と同様に、一定の属性を有する者を対象とした施設ではなく、一定区域の住民を広く対象とした施設を予定しているものと解するのが相当である。そして、公平性が強く要請される課税事務において、このような減免事由が例外的に不公平な取扱いを正当化する要件であることに照らすと、この公益性の有無に関しては、当該固定資産で営まれる事業の目的及び内容、その設備内容、さらにはその利用実態等の具体的な事実の存否を客観的資料でもって認定した上で、その事実をもとに厳格に判断されなければならない。

そこで、本件減免対象部分についてみると、まず、上記認定のとおり、定款によれば、管理会は、各種団体に対する事務所・会議室等の無償貸与、各種会合のための会場の無償貸与などの事業を行うとされているが、その使用目的においては、必ずしも教育、学術、文化等の公益活動であることを要する等の限定はされていない。また、朝鮮会館のうち、商工会等の事務室や朝鮮新報社の事務室部分については、被控訴人自身、上記のとおり現に公益のために使用されているとはいえないと判断しているが、これら課税対象部分と本件減免対象部分について、特に区分されて使用目的が定められているわけではない。このように、朝鮮会館の運営規則上、本

件減免部分が専ら上記「公益のために」使用されるべきものとは定められていないのである。次に、朝鮮会館の利用状況についても、上記認定のとおり、本件減免を申請した朝日商事代表者、すなわち、管理会代表者で朝鮮総聯熊本県本部委員長でもあるBから熊本市の担当者に対する説明がされているものの、これを客観的に認めるに足りる資料の提出は全くない。逆に、上記認定の平成17年8月1日から同年9月2日までの利用状況を見る限り、特に、この期間が一般的には夏期休暇中の活動期間であると思われるにもかかわらず、朝鮮会館が上記「公益のために」利用された形跡は全く認められない。これらのことからすると、本件減免措置の当時も、朝鮮会館が必ずしも上記「公益のために」という目的、内容の施設としてふさわしい利用状況であったかについては、大いに疑問があることになる。結局、本件減免部分については、上記減免事由の存在を未だ認めることができないといわなければならない。

エ　まとめ

以上のとおり、本件減免対象部分については、地方税法367条、本件条例50条1項2号、本件規則6条2号ウに規定する固定資産税の減免事由が存在するとは到底認められない。

3 固定資産税の減免事由に関する市長の裁量権について(争点(4))

被控訴人は、固定資産税の減免事由に関する市長の裁量権について、主張する。しかし、厳格な租税法律主義のもと、租税法領域での課税庁の処分に自由裁量は認められず、裁量が認められるとしても、それは、法規裁量の範囲内であることに異論はない。このことは、固定資産税の減免事由についても同様である。そうすると、上記説示のとおり、本件減免対象部分の納税義務者である朝日商事に公益性が認められないばかりでなく、朝鮮総聯等の使用についても公益性が認められないことからすれば、本件減免対象部分が、本件条例50条1項4号に規定する「市長が特に必要と認める固定資産」、さらには、本件規則6条5号に規定する「その他、前各号に準ずるもので、市長が認めるもの」に該当するものとは認め難いことになる。実際にも、本件減免措置において、被控訴人は、上記各号の要件該当性の有無を判断したものとは認められない上、審理においても、法規裁量としての要件該当性について何ら主張、立証をしない。したがって、被控訴人の上記主張は、到底採用の限りではない。

4 本件減免措置の無効確認請求及び取消請求について

上記説示のとおり、本件減免措置は、違法なものといわざるを得ない。しかし、本件減免措置は、地方税367条、702条の8第7項、本件条例50条1項2号、150条本文、本件規則6条2号ウに該当するものとして、所定の手続により行われたものであるから、その瑕疵が重大かつ明白で、當

然に無効とまでは言い難い。したがって、控訴人の本件減免措置の無効確認請求については、未だ理由がないといわざるを得ないが、これと選択的関係に立つ本件減免措置の取消請求は、理由があるといわなればならない。

5 本件減免対象部分に対する徴収権不行使の違法確認請求について

上記説示のとおり、被控訴人は、本件減免措置をすることによって、朝日商事が納税義務者として負っている本件対象部分の平成15年度分固定資産税等を免除したものであり、その賦課徴収を怠ったものではない。すなわち、本件減免措置は、地方自治法242条の2第1項3号所定の「怠る事実」に当たるものではないことになる。また、本件減免措置に関しては、監査委員が同法242条4項に基づいて、本件減免措置を取り消して免除額を徴収するよう勧告しているが、勧告が被控訴人に対してその内容どおりの法的拘束力を持つとまでは認められないから、勧告に従わなかつたこと自体が独自に違法性を帯びるとも言い難い。したがって、本件減免対象部分に対する徴収権不行使の違法確認請求は理由がない。

6 Aに対する損害賠償請求について

本件減免措置をするに当たり、被控訴人がその減免事由の存否の判断を誤って違法に本件減免措置をしたこと、その結果、熊本市が本件減免措置に相当する本件対象部分に係る平成15年度分固定資産税等の租税債権30万5300円を喪失するという損害を被ったことは、いずれも上記説示から明らかである。そこで、本件減免措置に際してのAの注意義務違反の有無が問題となる。この点、控訴人は、Aの故意を主張するが、その主張の中には当然Aの過失、すなわち注意義務違反の主張も含まれていると解するのが相当である。そして、前記認定の本件減免措置の経緯に関する事実、上記説示の本件減免措置の違法内容からすると、その担当者に対する指揮監督上の義務を含めてAの注意義務違反が事実上推認されるので、被控訴人において、Aにこの注意義務違反がなかったことについて、主張、立証をしなければならない。しかし、被控訴人からは、この点についての主張、立証は何らない。そうである以上、Aは、熊本市に対し、上記金額について不法行為による損害賠償義務を負っているといわなければならない。そして、控訴人は、上記損害に併せて、地方税法369条1項に規定する延滞金相当の損害を主張する。しかし、本件減免対象部分の納税義務者である朝日商事において、未だその納期限後にその税金を納付する場合に該当するとはいえないから、この延滞金は未だ請求できず、この延滞金相当の損害は未だ発生していないといわざるを得ないことになる。結局、控訴人が本訴において求めるAに対する損害賠償請求は、上記30万5300円について理由がある。

なお、控訴人は、本訴のAに対する損害賠償請求について、賠償命令という表現を用いているが、Aは熊本市長の職にあった者である以上、地方自治法242条の2第1項4号ただし書きが規定する賠償の命令の対象となる者ではなく、同号本文の損害賠償等の請求の対象となる者にすぎない。したがって、この控訴人の上記4号請求を上記説示のとおりAに対する同号本文の請求として判断する。

7 結論

以上のとおり、控訴人の請求のうち、本件減免措置の取消請求及び上記6の限度におけるAに対する損害賠償請求はそれぞれ理由があるが、その余の請求はいずれも理由がないことになる。よって、これと異なり、控訴人の本件請求をすべて棄却した原判決を変更することとして、主文のとおり判決する。

第5民事部

(裁判長裁判官 中山弘幸 裁判官 岩木宰 裁判官 伊丹恭)

(別紙)

目録

1 土地

所在 熊本市a町b丁目

地番 c番d、c番e

地目 宅地

地積 238.34平方メートル

2 建物

所在 熊本市a町b丁目c番地d、c番地e

家屋番号 c番e

種類 事務所

構造 鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺4階建

床面積 439.63平方メートル

3 固定資産税等免除措置対象部分

(1) 上記1の土地のうち、209.74平方メートル

(2) 上記2の建物のうち、

1階 朝鮮総聯熊本支部事務室、会議室

2階 朝鮮総聯熊本県本部事務室、応接室、学習室・講演会室・歴史展示室、図書室

3階 会議室、ホール、階段室

4階 宿直室、階段室

及び共有面積を含めた合計390.24平方メートル

(以上)